

2017年6月8日

ソウルドアウト株式会社

代表取締役社長 荻原 猛

問合せ先： コーポレート・コミュニケーション本部

(03-6675-7857)

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、顧客、従業員、地域社会といったステークホルダーの利益を考慮しつつ、継続的かつ健全な成長と発展による企業価値の最大化が重要であるという認識のもと、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。具体的には、取締役会、監査役会、会計監査人、経営会議、内部監査を通じて、適法性の確保及び企業経営の効率性確保、不正防止体制、リスク管理体制及びディスクロージャー体制の確立等を行っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全て実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社オプトホールディング	5,914,080	66.6
ヤフー株式会社	2,965,920	33.4

支配株主名（親会社を除く）	—
---------------	---

親会社名	株式会社オプトホールディング
親会社の上場取引所	東京証券取引所 コード：2389

補足説明

—
---

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	マザーズ
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主である株式会社オプトホールディング及び同グループ各社との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関し、少数株主の権利を不当に害することのないよう、健全性及び適正性確保の仕組みを整備し慎重に判断する方針としております。

具体的には、独立当事者間取引と取引を行う場合と同様に、契約条件や市場価格に鑑みて妥当な条件を検討し、その可否及び条件等につき管理部門（経理部）における取引開始時の確認を経て十分に検討した上で承認することとしております。また、監査役監査や内部監査における取引の内容等の事後確認を行っております。

尚、当社では支配株主である株式会社オプトホールディング及び同グループ各社との取引が一部発生しておりますが、上記方針に沿い取引を行っております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

株式会社オプトホールディングは当社の議決権の 66.6%を保有する当社の親会社であり、当社の取締役7名のうち1名が株式会社オプトホールディングの代表取締役社長CEOを、当社の監査役4名のうち1名が株式会社オプトホールディングスの内部監査室室長を兼ねております。

ヤフー株式会社は当社の議決権の 33.4%を保有する当社のその他の関係会社であります。当社の取締役7名のうち1名がヤフー株式会社のメディアグループマーケティングソリューションズカンパニーエリア・オンライン営業本部本部長を兼ねております。

当社は、上記の2社の企業集団との事業の棲み分けがなされており、当社の経営判断において、親会社等の承認を必要とする取引や業務等は無く、事業上の制約は特にありません。そのため、当社は上場会社としての、親会社等からの独立性は十分に確保されていると考えております。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
田中 洋	学者													
福山 広樹	他の会社の出身者					○		○						

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 洋	○	該当事項はありません。	マーケティングの専門家としてより広い視野に基づいた価値創造に対する助言・提言を期待して社外取締役役に招聘しております。また、当社と同氏との間に利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
福山 広樹		同氏は、ヤフー株式会社メディアグループマーケティングソリューションズカンパニーエリア・オンライン営業本部本部長を兼務しております。	同氏がインターネット広告関連事業に精通していることから、同社との業務提携を通じた地方のSMB市場の創造に関して助言を得ることを期待して、取締役役に招聘しております。なお、同氏と当社との間に利害関係はありませんが、同氏はヤフー株式会社のメディアグループマーケティングソリューションズカンパニーエリア・オンライン営業本部本部長であり、当社は同社との間に人的関係、資金的関係及び取引関係を有しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び会計監査人による会計監査を基本（いわゆる三様監査）としております。それぞれの監査の実効性を高め、且つ全体としての監査の質的向上及び網羅性の向上を図るため、それぞれが独立した関係でありつつ、相互連携を図っております。監査役会は、監査の有効性と効率性の向上を図るため、会計監査人より監査計画、職務遂行状況及びその結果などについて適宜報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。また、監査役と内部監査は、適宜に会合を持ち、相互補完体制として、監査活動の日程調整などにより、効果的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中島 拓之	他の会社の出身者													
壽原 友樹	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島 拓之			豊富な監査役としての経験に基づく当社の内部統制構築に関する助言・提言を期待して社外監査役に招聘しております。なお、当社と同氏との間に利害関係はございません。
壽原 友樹			弁護士としての企業法務に関する高度な専門知識に基づく当社の内部統制構築に関する助言・提言を期待して社外監査役に招聘しております。なお、当社と同氏との間に利害関係はございません。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

—
---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対するインセンティブを高めるとともに、当社の中長期的な企業価値向上を目的として、ストックオプションを付与しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,従業員,その他
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対するインセンティブを高めるとともに、当社の中長期的な企業価値向上を目的として、当社への貢献状況・職務の執行状況等を総合的に勘案し、ストックオプションを付与しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はしていません。
-------------------------------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等については、株主総会において決議された報酬限度額内で、取締役については取締役会の決議により決定しており、監査役については監査役の協議により決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対して、経営企画部が取締役会事務局として、議案の事前配布や取締役会の議事その他情報提供を適宜行っております。
---

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>当社の経営上の意思決定、業務執行、監査・監督に関するコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりであります。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役2名)で構成されています。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会は、経営の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項のほか、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っています。</p> <p>2. 監査役会</p> <p>当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役3名の合計4名で構成され、そのうちの2名が社外監査役で構成されています。毎月開催される監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しています。各監査役は、取締役会等の社内会議体への出席や重要な社内文書の閲覧等を通じ、内部統制システムを含む経営全般に関して幅広く監査を行っています。</p> <p>3. 内部監査体制及び内部監査の状況</p> <p>当社の内部監査は、内部監査担当者1名が担当しています。内部監査人は、事業の適正性を検証し、業務の有効性及び効率性を担保することを目的として、計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、改善状況について後日フォローアップし、確認しております。</p>
--

#### 4. 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

当事業年度において会計監査を受けた公認会計士の氏名等は以下のとおりです。なお、継続監査年数については、7年以下であるため、記載を省略しています。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 轟 芳英

指定有限責任社員 業務執行社員 比留間 郁夫

- ・監査業務における補助者の構成

公認会計士 6名

その他 11名

#### 5. 経営会議

経営会議は事業と管理に分離して開催しています。

事業の経営会議は、当社の事業部門を管掌する取締役3名、事業部門執行役員4名、当社子会社の代表取締役3名、オブザーバーとして常勤監査役1名で構成されており、当社代表取締役社長が議長となり、1ヵ月に2回程度開催しています。事業の経営会議では、事業ドメインと市場機会に沿った投資や資源配分の経済合理性について協議及び決議を行っています。

管理の経営会議は、当社の管理部門を管掌する取締役1名、管理部門執行役員1名、管理部門本部長1名、管理機能の部長4名（経理部、人事総務部、経営企画部、IT推進部）、常勤監査役1名で構成されており、管理部門を管掌する取締役が議長となり、1ヵ月に2回程度開催しています。管理の経営会議では、内部管理体制の充実等について協議及び決議を行うとともに、事業の経営会議で協議・決議された内容に対する牽制機能を課しております

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関としての株主総会及び取締役会、監査役会、会計監査人の設置に加え、社外における豊富な経験と幅広い見識を有する方を社外役員に選任することが、経営機能の強化のみならずコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化に適していると考え、社外取締役2名、社外監査役2名を選任し、業務執行に関わる決定の局面において活発な意見交換及び議論を行うとともに、経営に対する実効性の高い監督を実現することにより一般株主の利益保護を図っております。



Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使における十分な検討時間が確保出来るよう、招集通知発送の早期化に努めて参ります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は毎年3月下旬を予定しております。他社の集中日を避け、株主が出席しやすい場所で株主総会を開催出来るよう、努めて参ります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と認識しております。株主への利便性を勘案し必要と認められる場合は、電磁的方法による議決権行使が可能となるよう検討をして参ります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と認識しております。株主への利便性を勘案し必要と認められる場合は、議決権行使プラットフォームへの参加について検討をして参ります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点で英文招集通知の提供予定はありませんが、事務負担及び費用、並びに今後の外国人株主の状況等を総合的に勘案し、検討して参ります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	社内規程である「適時開示規程」にディスクロージャーポリシーを規定しております。今後、当該ディスクロージャーポリシーを当社ホームページに掲載する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に開催していくことを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	第2四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の検討課題であります。	なし
IR資料をホームページ掲載	IR専用ページを開設し、適時開示資料を掲載する予定であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部門は、コーポレート・コミュニケーション本部としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンスの統制方針を定めることを目的とした「倫理規程」を制定しており、当社の全役職員に対し、コンプライアンスを重視させ、高い倫理観をもって業務に取り組ませることにより、ステークホルダーに対して、良識ある行動をとるよう、心掛けております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題であります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主をはじめとしたステークホルダーに必要となる適時・適切な会社情報の開示を、迅速かつ正確に、加えて公平に行える社内体制の充実に努めて参ります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて「内部統制システム整備に関する基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。その概要は、以下のとおりです。</p> <p>1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>当社は企業が継続、発展していくためには、全ての取締役及び使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持って行動することが必要不可欠であると認識しており、倫理規程を定めるとともに、コンプライアンスに関する継続的な教育・普及活動を行います。</p> <p>(1)取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努めます。</p> <p>(2)取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を適切かつ迅速に取締役会に報告します。</p> <p>(3)取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び使用人は定められた規程に従い、業務を執行します。</p> <p>(4)定期的実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無について監査するとともに、その結果を代表取締役速やかに報告する体制を構築します。</p> <p>2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については、文書管理規程等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理します。</p>
--

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は事業活動上の重大な危険、損害の恐れ（リスク）については、リスク管理及び危機管理規程に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や、リスクが発生した際はリスク及び危機管理責任者の指示のもと、危機管理事務局において、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えます。また、外部機関を活用した与信管理や、法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題につき適時アドバイスを受けることにより、法的リスクの軽減に努めます。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定められた事項及び職務権限規程別紙に該当事項として定められた事項については、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。日常の職務執行については、業務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築します。

### 5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は子会社に対して、子会社の取締役または監査役として当社役員を派遣し、関係会社管理規程に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督します。
- (2) 子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において取締役会への報告を行います。
- (3) 内部監査人は、内部監査規程に基づき、子会社の内部監査を行います。
- (4) 監査役は、監査役会監査基準に基づき、取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料の閲覧を行います。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置します。

### 7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めにより監査役補助者として従業員を配置した場合の当該使用人は、その職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととします。また、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分留意するものとします。

### 8. 当社の取締役及び使用人、子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告をするための体制

- (1) 当社の監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人にその説明を求めることができる体制を構築します。
- (2) 当社又は当社の子会社の取締役は、取締役会において担当する業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに当社の監査役に報告します。
- (3) 当社又は当社の子会社の使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や、重大な法令または定款違反事実を知ったときには、速やかに当社の監査役に報告します。
- (4) 当社の監査役に対して報告を行った当社又は当社の子会社の取締役及び使用人に対していかなる不利益も与えません。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制とします。
- (2) 監査役は、必要に応じて、会計監査人及び内部監査人と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性が確保できる体制とします。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、倫理規程において、反社会的勢力との関係を一切遮断することを宣言しております。その宣言のもと、当社は、「反社会的勢力排除マニュアル」を制定し、反社会的勢力との一切の係りを禁止しております。

### b. 対応責任者

総務部の部門長を責任者とし、反社会的勢力の関係者と思われる者との取引、及び疑い等が発覚した場合は、直ちに総務部の部門長に報告・相談する体制を整備しております。

### c. 反社会的勢力排除の対応法

#### イ. 新規取引先及び既存取引先

原則として、インターネットによる特定キーワードによる検索と日経テレコンによる記事検索を通

じて反社会的勢力との関係有無を調査します。また、取引の開始時には、各種契約書等に、「反社会的勢力との関係がないこと」の保証や「関係をもった場合」の反社会的勢力排除条項を明記することとしております。

ロ. 既存取引先について

年に1度、定期的に調査・確認を行っております。

ハ. 既存取引先等が反社会的勢力であると判明した場合

速やかに取引関係等を解消する体制をとっております。

d. 外部の専門機関との連携状況

警視庁及び都道府県警察組織犯罪対策本部、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等との連携を行っております。

e. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、総務部に反社会的勢力に関する情報を集約し、情報の収集・管理を一元化しております。

f. 研修活動の実施状況

当社は、定期的に役員及び全社員に対してコンプライアンス研修を実施、反社会的勢力排除に向けた体制整備を図っております。

## V. その他

### 1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

—
---

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

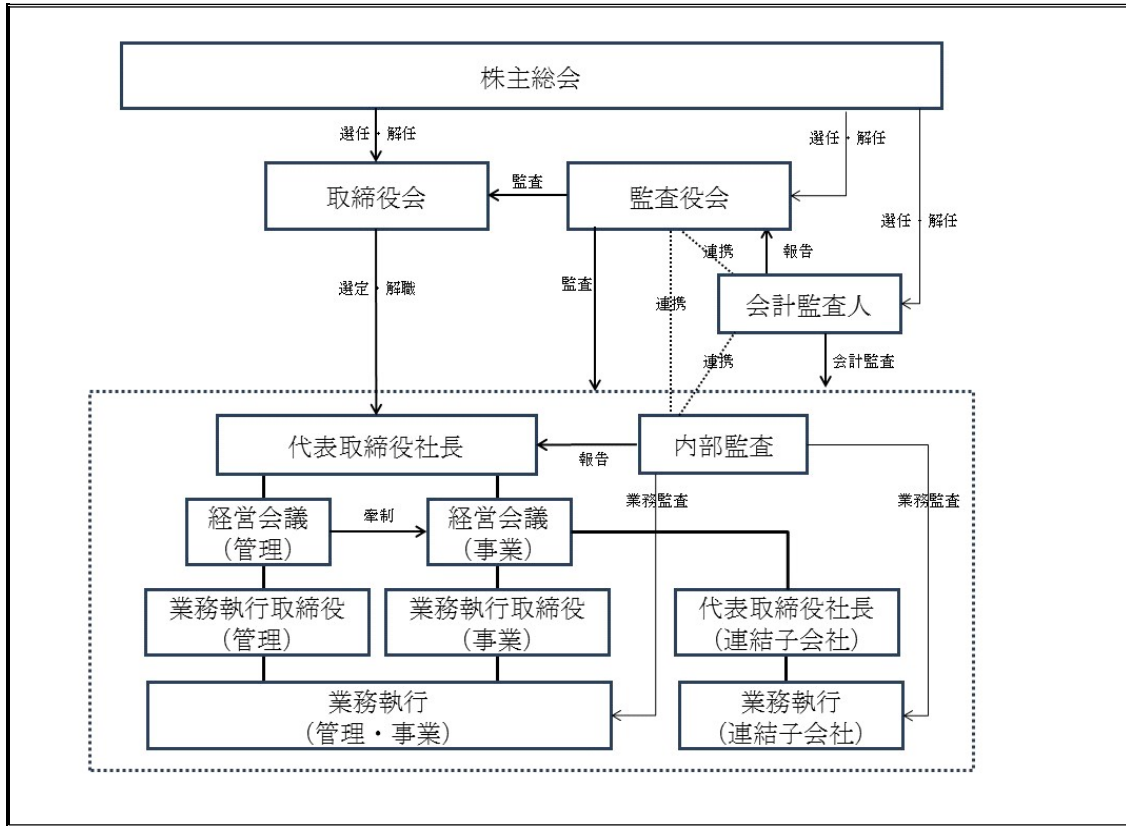
(1) コーポレート・ガバナンス体制について

模式図（参考資料）をご参照ください。

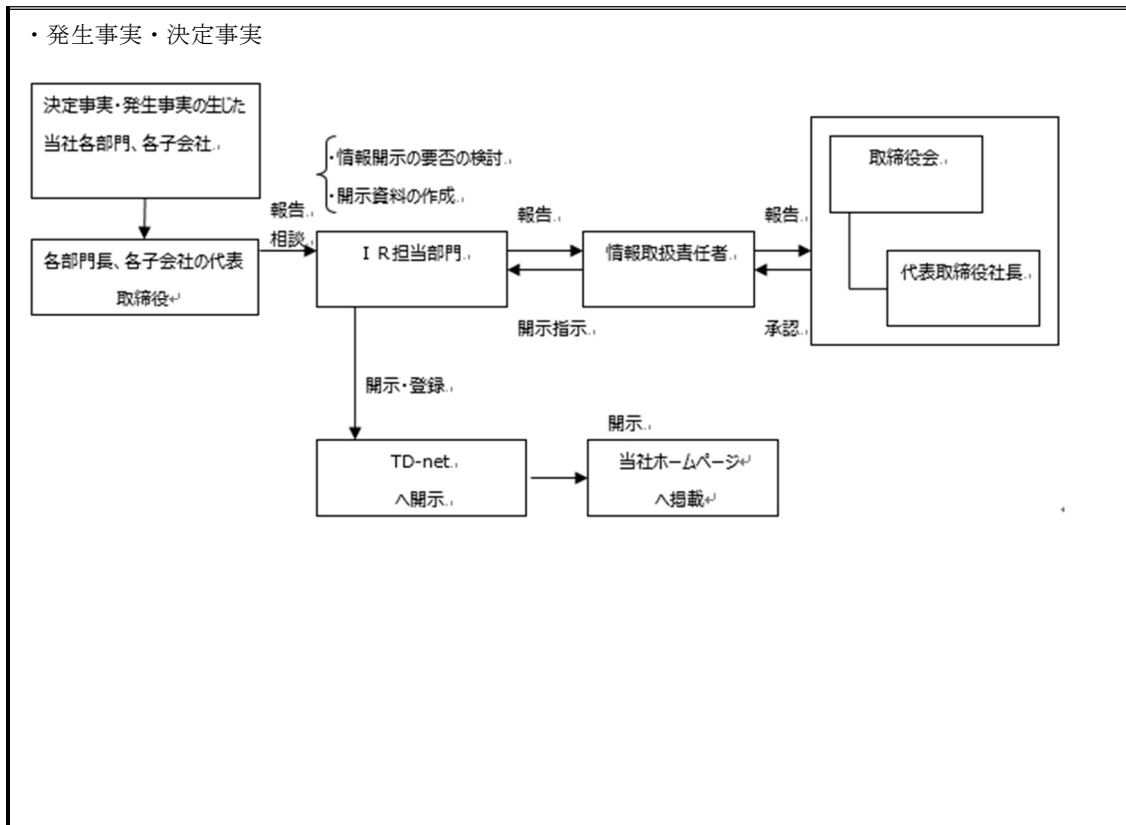
(2) 適時開示態勢について

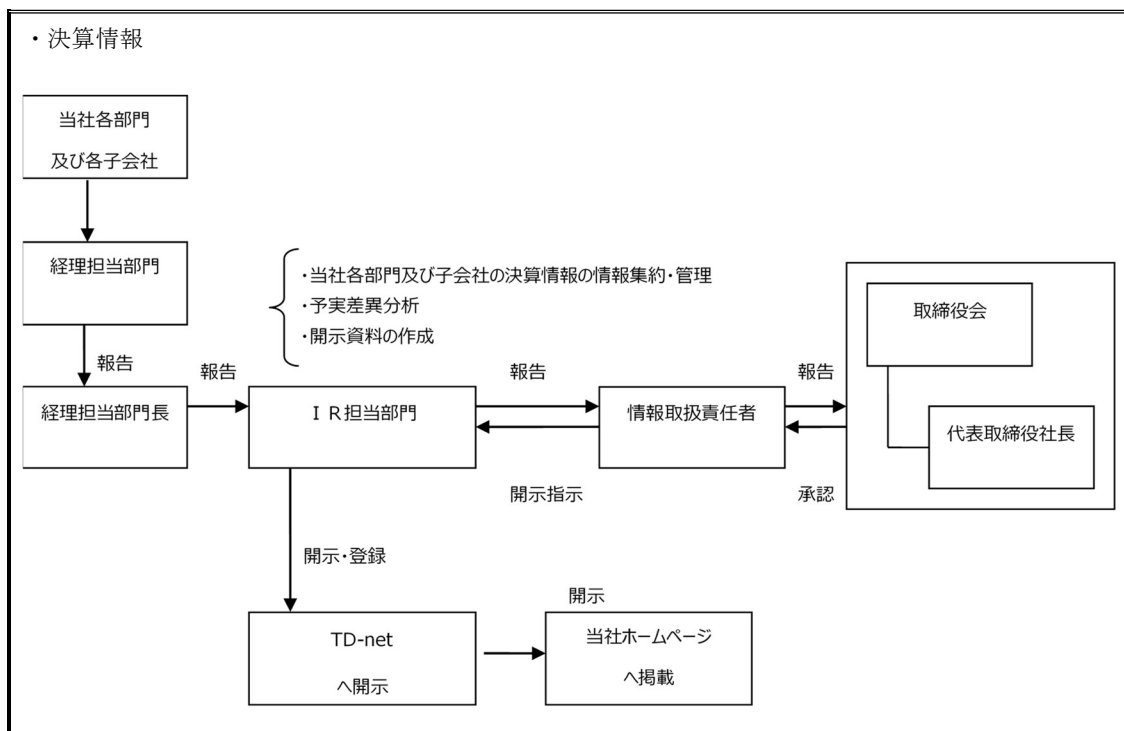
当社は、「適時開示体制の概要（模式図）」の要領に従い適時開示を行うものとしております。適時開示情報を含めた会社情報を統括管理整理し、適時開示を実施する情報取扱責任者を総務部を所管する取締役としており、担当部門を総務部としております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】





以上